

愛媛労働局発表  
平成23年6月27日

	愛媛労働局雇用均等室
担	室長 溝田 景子
当	室長補佐 平井 千恵子
	電話 089(935)5222

## 平成22年度育児・介護休業法及びパートタイム労働法施行状況について ～育児・介護休業法関係の相談が前年の約3倍に増加～

### 1 育児・介護休業法の施行状況

#### (1) 相談

平成22年度の育児・介護休業法に関する相談は2,300件であり、平成22年6月30日より改正育児・介護休業法が施行されたことから、前年度(706件)に比べて約3倍に増加した。相談の内訳は、育児休業等に関するものが1,375件、介護休業等に関するものが925件で、いずれも大きく増加している(図1)。

相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が2,056件であり、全体の89.4%を占め、改正法の内容等に関する問い合わせが多く寄せられた(図2、図3)。

相談内容別に見ると、育児関係、介護関係とも休業に関するものが最も多く、育児休業が330件(24.0%)、介護休業が196件(21.2%)であった(図4、図5)。

育児休業等に関する労働者からの相談は77件で、最も多いのが「育児休業制度に関する相談」で28件(36.7%)、次いで多いのが「育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに関する相談」(15件(19.5%))となっている(図6)。

#### (2) 行政指導

平成22年度は、県内の164事業所を対象に訪問により雇用管理の実態を調査し、法違反のあった143事業所に対し562件の助言を行った。

助言内容は、「育児休業関係」が87件、「子の看護休暇関係」が82件、「介護休暇関係」が57件となっており、法改正の内容について多くの助言を行い、平成23年3月末までに88.8%の事業所で是正され、継続指導によりほとんどの事業所で是正された(平成23年6月20日現在、是正率96.5%)(表1)。

## 2 パートタイム労働法の施行状況

### (1) 相談

平成22年度のパートタイム労働法に関する相談は108件であり、相談件数は年々増加傾向にある。相談者の内訳を見ると、労働者と事業主がほぼ同数で、それぞれ3分の1強を占めている。(図7)。

相談の内容は、「通常の労働者への転換」(14件)、「労働条件の文書交付等」(12件)、「待遇に関する説明」(12件)に関することが多いが、最も多かったのは、労働条件の不利益変更や、短時間正社員制度、税金や社会保険制度に関するものなど「その他」(44件)の相談であった(図8)。

労働者からの相談の内容は、個別の労働条件等に関する相談等が20件と最も多く、次いで「待遇に関する説明」(6件)、「教育訓練」(4件)に関するものとなっている(図9)。

### (2) 行政指導

平成22年度は、県内の289事業所を対象に訪問により雇用管理の実態を調査し、法違反のあった272事業所に対して627件の助言を行った。

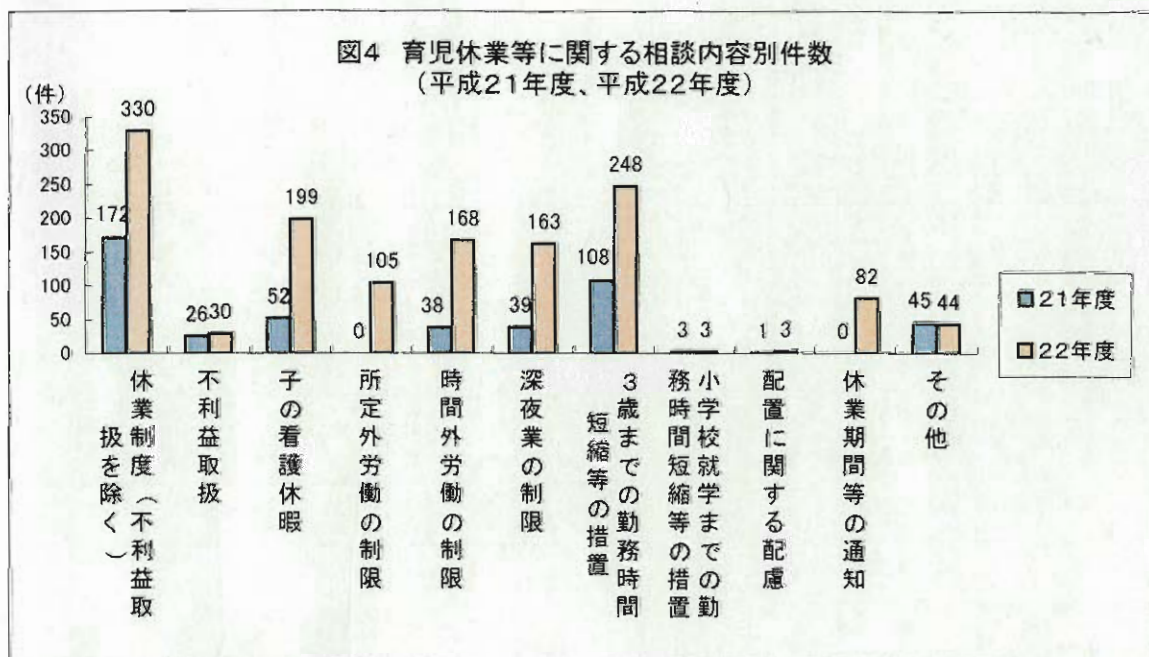
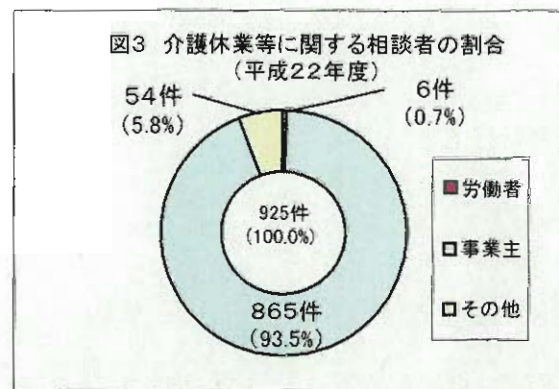
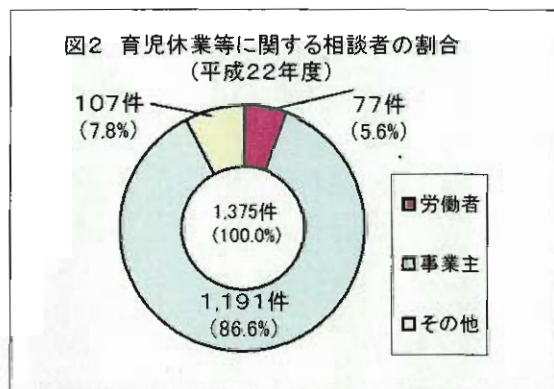
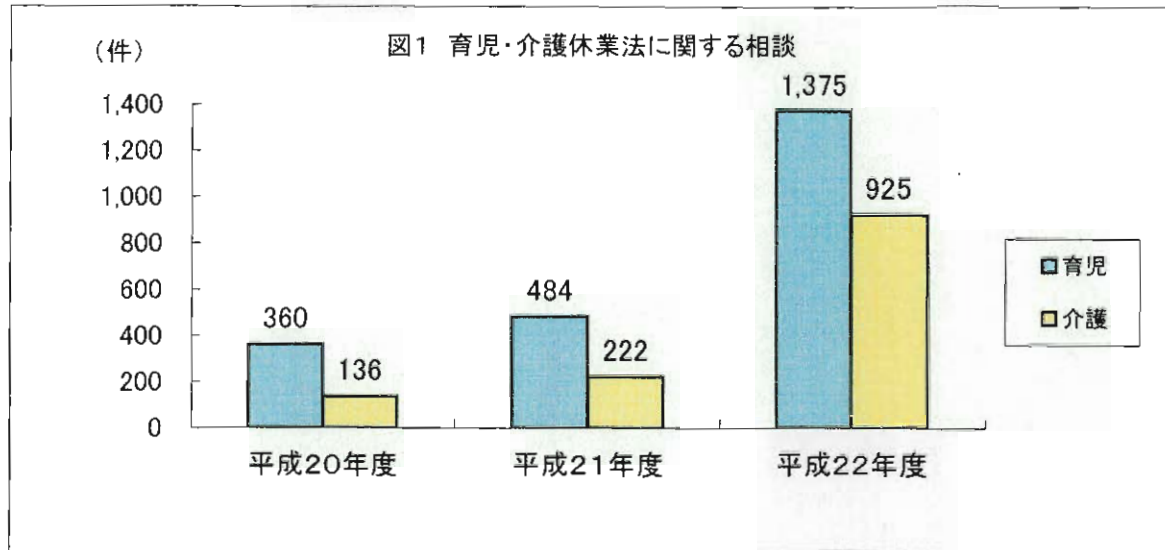
助言内容は、「通常の労働者への転換」が231件と最も多く、約3分の1(36.8%)を占めており、次いで「労働条件の文書交付等」が121件(19.3%)となっている。平成23年3月末までに95.2%の事業所で是正され、継続指導によりほとんどの事業所で是正された(平成23年6月20日現在、是正率97.8%)(表2)。

### (参考資料)

- 1 愛媛労働局における育児・介護休業法及びパートタイム労働法の施行状況
- 2 育児・介護休業法のあらまし(リーフレット)
- 3 パートタイム労働法の概要(リーフレット)

## 愛媛労働局における育児・介護休業法及びパートタイム労働法の施行状況

## (1) 育児・介護休業法の施行状況



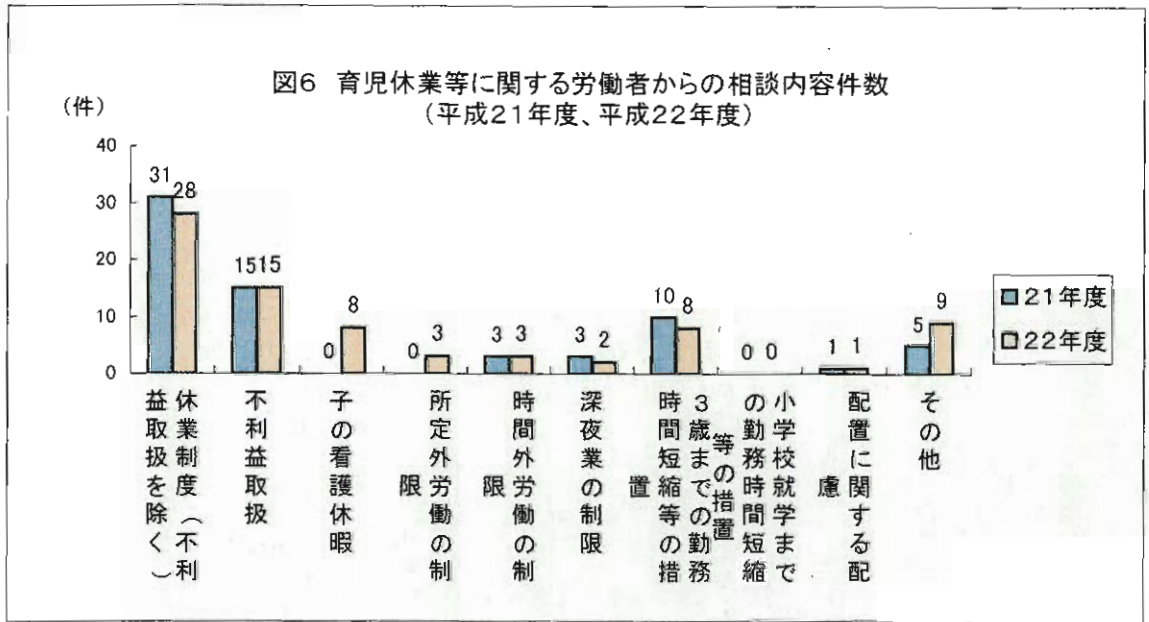
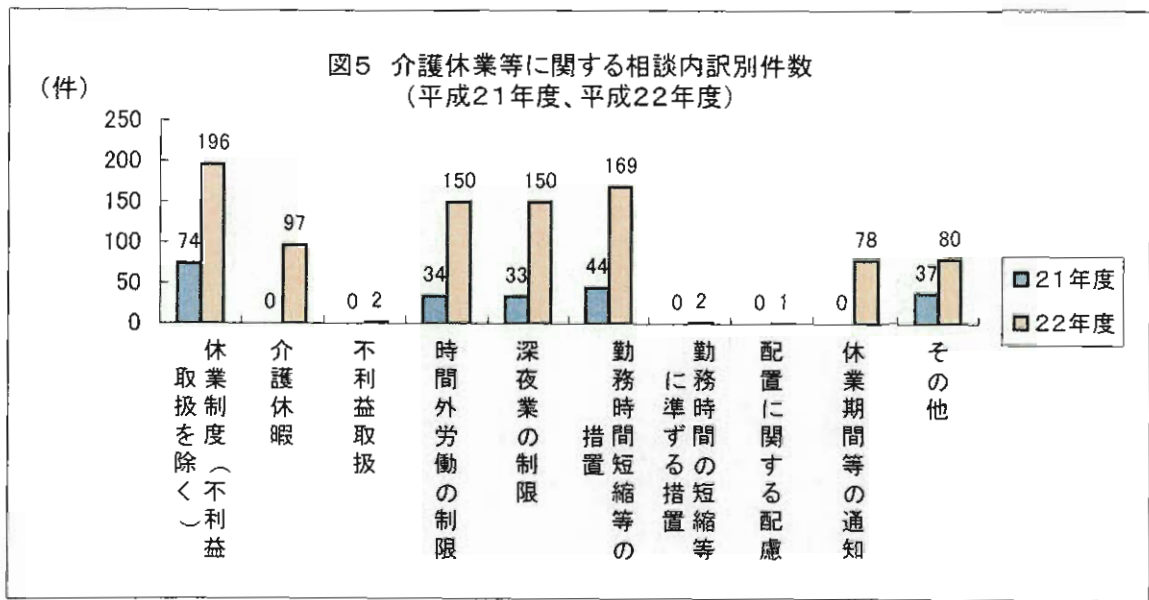


表1 育児・介護休業法に基づく助言件数

事項		件数(%)	
育児関係	休業	87	(23.6)
	子の看護休暇	82	(22.3)
	所定外労働の制限	51	(13.9)
	時間外労働の制限	70	(19.0)
	深夜業の制限	11	(3.0)
	勤務時間短縮等の措置(措置義務)	45	(12.2)
	勤務時間短縮等の措置(努力義務)	1	(0.3)
	休業期間等の通知	21	(5.7)
	計	368	(100.0)
介護関係	休業	24	(17.0)
	介護休業	57	(40.4)
	時間外労働の制限	13	(9.2)
	深夜業の制限	11	(7.8)
	勤務時間短縮等の措置(措置義務)	23	(16.3)
	勤務時間短縮等の措置(努力義務)	0	0.0
	休業期間等の通知	13	(9.2)
計	141	(100.0)	
職業家庭両立推進者		53	
法の趣旨に沿った取扱いに関する助言		52	
合計		614	

(2) パートタイム労働法の施行状況

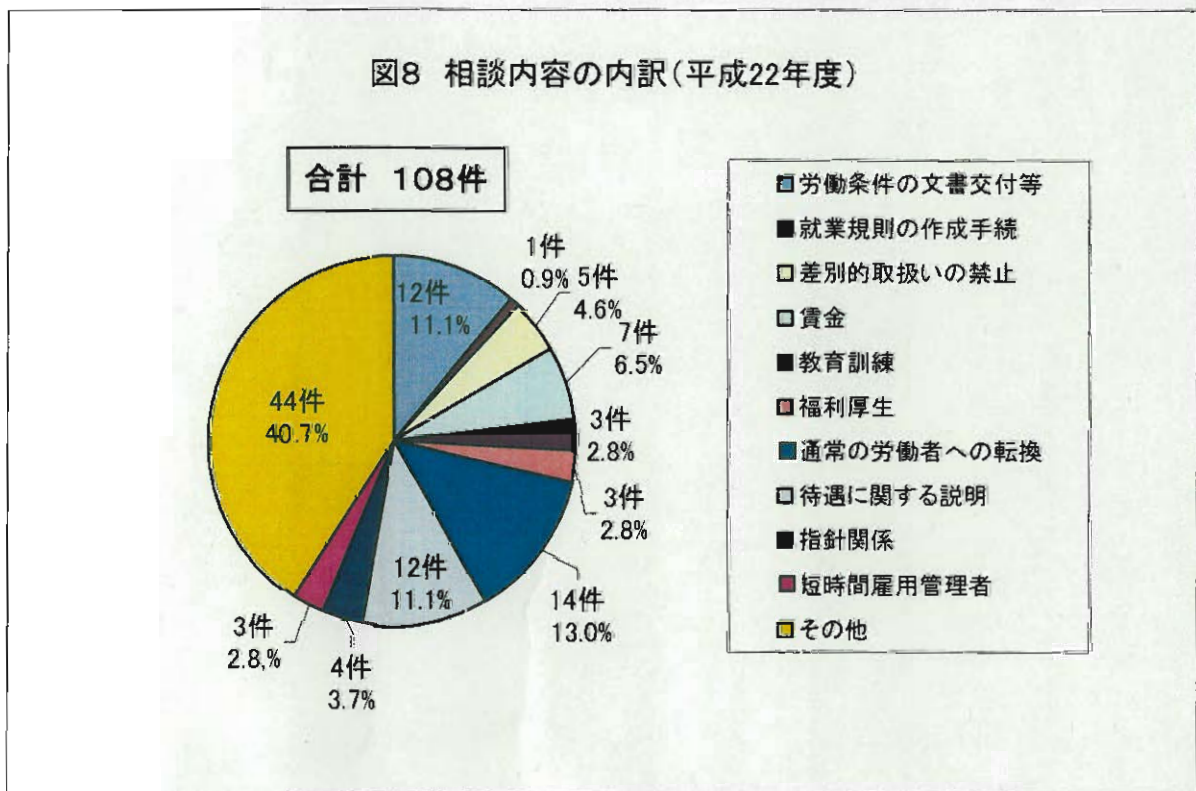
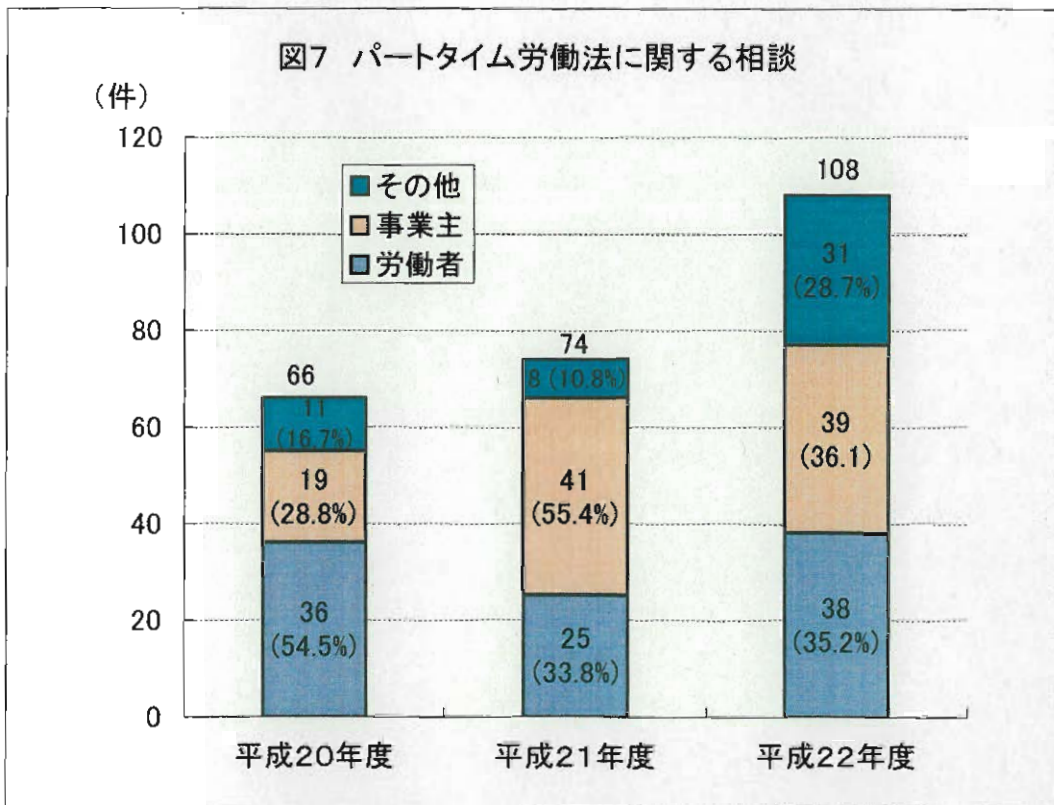


図9 相談者からの相談内容(平成22年度)

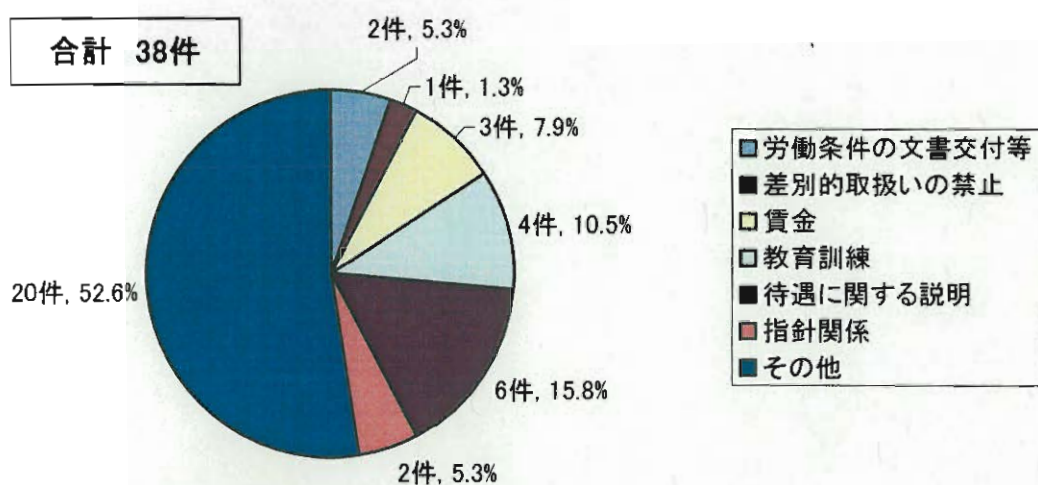


表2 パートタイム労働法に基づく助言件数

事項	件数	割合
労働条件の文書交付等	121	( 19.3% )
就業規則の作成手続	116	( 18.5% )
差別的取扱いの禁止	0	( 0.0% )
賃金の均衡待遇	43	( 6.9% )
教育訓練	10	( 1.6% )
福利厚生施設	0	( 0.0% )
通常の労働者への転換	231	( 36.8% )
待遇に関する説明	0	( 0.0% )
短時間雇用管理者の選任	104	( 16.6% )
その他(指針等)	2	( 0.3% )
<b>合計</b>	<b>627</b>	<b>( 100.0% )</b>